

II 自由論題報告

収益の認識と製品保証引当金の会計処理

横山和夫
東京理科大学

要 旨

日本の「企業会計原則」などの会計基準では収益の認識は実現主義（引渡基準）によることとし、測定は収入額基準によることとしている。また引当金についてその計上要件は示してはいるが、その定義は行っていない。さらに収益の認識・測定と引当金の計上との関連についての議論はほとんど行われていなかった。

一方、国際会計基準（IAS）ないし、国際財務報告書基準（IFRS）ではかつて引当金として計上されていたもののうち特定のものについて、公開草案「顧客との契約から生じる収益」では、収益の測定額の直接控除を求める会計処理が提案された。これに対し、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）では、その論点整理を行い、その会計処理を導入することとしている。また、近時、再公開草案が公表された。

そこで本論文では、とくに製品保証引当金を取り上げ、求められている会計処理の問題点を検討し、商製品の払出額と売上原価への計上額および相手取引先の測定金額との整合性による新たな会計処理を提案することとし、再公開草案についても追加して取り上げることにした。

I. はじめに

日本の「企業会計原則」における引当金は、1982（昭和 57）年 4 月の第四次修正において、引当金を評価性引当金と負債性引当金という分類を一元化した注解 18「引当金について」を公表し、引当金の計上要件を整理して四項目をかかげた。引当金の計上要件は従来から収益費用アプローチの立場にたっているが、損失に関する引当金計上も認めたため、IAS の資産負債アプローチにも考慮したものと解される。なお、この現行注解 18 では、引当金の定義はしていないが、日本における通説は、費用（収益控除も含む）および損失の見積額の貸方科目という理解がなされている。

国際的には、1998（平成 13）年に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産（*Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*）」が公表され、資産負債アプローチの立場にたって、『引当金（provision）とは、時期又は金額が不確実な負債をいう。』と定義されたうえで、計上要件が示され、取引例が設例として示された。したがって日本の貸倒引当金は、引当金の範囲には入らないことになる。また IASB は、2005（平成 17）年 10 月に IAS 第 37 号の改訂公開草案「引当金、偶発負債および偶発資産（ED IAS37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*）」では引当金（provision）という用語は用いられないこととなり、計上要件も簡素化された。続いて 2010（平成 22）年 2 月、作業草案 IFRS [X]「負債（*Liabilities*）」が公表され、設例のうち引当金（非金融負債）の一部の削除が提案され、収益認識の新しい IFRS の範囲に入るとされた。それを受けて、

2010（平成 22）年 6 月、公開草案「顧客からの契約から生じる収益（ED *Revenue from Contracts with Customers*）」（以下、公開草案「顧客収益」という。）が公表された。これに対して、2011（平成 23）年 1 月 20 日日本の会計基準委員会（ASBJ）から「顧客との契約から生じる収益に関する論点整理」が公表された。ここでは、現行注解 18 で取り上げている引当金の例示のうち、返品調整引当金、製品保証引当金の 2 科目と実務上で計上されているポイント引当金を加えた 3 科目が収益の測定との関連が生ずることを示している。これらの取引例については、原設例の金額を円単位にし、設例をより理解しやすいよう配慮されている。

今まで収益の認識とは関係なく「収益費用アプローチ」のもと引当金処理が当然とされていた多くの科目が「資産負債アプローチ」の立場から、収益の認識に直接関わり、引当金が消滅することとなったことは、日本の企業会計および会計教育において基本的な会計思考に大きな変化をもたらすこととなる。本研究発表では先にあげた設例のうち、製品保証引当金およびポイント引当金の 2 科目を取り上げたが、紙面の都合上、本稿では、製品保証引当金について、日本における現行実務と公開草案とを対比し、その相違を明らかにするとともに、新たな提案をし、取引相手先である購入者の会計処理のあり方も提案することとした。

とくに、売掛金勘定の合計金額は、得意先元帳ないし売掛金元帳の各得意先口座の金額の合計金額とは一致すること、および得意先元帳の得意先口座の金額の残高は、得意先における仕入先元帳ないし買掛金元帳の残高と一致するという簿記学（論）および実務上の前提に立って、設例の検討を試みたものであ

る。

Ⅱ. 収益の認識・測定と引当金

1. 日本基準

1949（昭和24）年7月に制定された日本の「企業会計原則」では、損益計算書原則三Bで収益の認識について、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の納付によって実現したものに限る。」としているが、その実現主義の定義に就いては、とくに取り上げていない。また収益の測定については、損益計算書原則一Aで「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」としており、収益の測定には収入額基準によることとしているが、具体的な内容についてはふれていない。

このうち、実現主義の内容を取り上げたのは、1952（昭和27）年6月に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」である。この意見書の総論第一・二において『正規の会計原則においては、費用および収益の会計的認識のためにはまず発生主義の基準が適用されるが、……損益確定のテストを実現主義の原則と名づける。「実現」に関する会計上の証拠は、原則として、企業の生産する財貨または役務が外部に販売されたという事実求められるので、これをとくに販売基準とも名づける。……販売基準に従えば、一会計期間の収益は、財貨または役務の移転に対する現金または現金等価物（手形、売掛債権等）その他資産の取得による対価の成立によって立証されたときにのみ実現する。』とし、さらに附記（1）として会計原則における販売基準の解釈について、ペートン著

『アドヴァンスト・アカウンティング』442頁からの引用として、『普通の掛売りの場合においては、権利は通常発送のときに移転するものとみられている。すべての運送費用および保険料が買手によって負担される場合に、普通の運送取扱人に引渡したときに権利は移転し、一切の諸掛りが売手によって負担される場合は、買手に到着したときに権利は移転する。しかしながらいずれの場合でも、通常の会計手続の見地からは、発送の時をもって販売を記録することが望ましい実務である。』としている。このような考え方が、その後の日本の会計学の主流となった。

日本の会計基準では引当金の定義は行っていないが、引当金の借方科目の認識基準として、発生主義、費用収益対応の原則、保守主義の原則などがあげられている。また、損益計算書への表示区分との関連から、製造費用または営業費用に帰する費用性引当金、収益から控除される収益控除性引当金、偶発的事象の発生により計上される損失性引当金に分類することができる。このうち収益控除性引当金としては、売上割戻引当金、返品調整引当金をあげることが多い。

なお、値引き・割戻しについて、1950（昭和25）年9月に制定された財務諸表等規則第58条において売上高からの控除項目とされていることから、売上割戻引当金の繰入額は売上高からの控除、返品予想の総利益相当額を繰延べる返品調整引当金繰入額は、売上総利益からの控除項目として表示されている。ただし、引当金の借方科目が、実現収益の借方科目の流動資産性の不確実性を理由として、収益の測定額から直接控除するというような論議はほとんどみられなかった。

日本の企業会計基準委員会（ASBJ）では、引当金および収益の認識に関して日本の会計

基準への導入に関して検討を行い、2009（平成21）年9月に「引当金に関する論点の整理」（以下、「引当金論点整理」という。）および「収益認識に関する論点の整理」を公表し、IFRSの会計思考をおおむね受入れる態度を示している。

さらに、IASBおよびFASBから2010（平成22）年6月に公表された公開草案「顧

18号「収益の認識（Revenue Recognition）」を公表し、その改訂版としてIAS第18号「収益（Revenue）」を公表した。具体的な収益の認識基準の要件について、「物品の販売」、「役務の提供」、「企業資産の第三者による利用」の三つに分類して定めているが、その内容と日本の認識要件を対比して示す次のとおりである。

【表1】収益認識要件の内容の比較

要件	IAS18「収益」			日本基準
	物品の販売	役務の提供	利息、ロイヤリティ配当を生む企業資産の利用法	税法調整意見書
① 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済的価値	買手に移転していること	-	-	財貨または役務の移転
② 販売された物品に対する継続的な管理上の関与と実質的な支配	企業が保持していないこと	-	-	
③ 収益の額	信頼性をもって測定できること	信頼性をもって測定できること	信頼性をもって測定できること	現金または現金同等物その他の資産の取得による対価の成立
④ その取引に関連する経済的便益の流入	流入する可能性が高いこと	流入する可能性が高いこと	流入する可能性が高いこと	
⑤ その取引に関連する発生原価等	信頼性をもって測定できること	信頼性をもって測定できること	-	
⑥ 報告期間末日におけるその取引の進捗度	-	信頼性をもって測定できること	-	

【出所】井澤（2011.2頁）で示された図表を参照して筆者が加筆等を行ったものである。

客との契約から生じる収益」で取り上げられた論点も含めて、2011（平成23）年1月に「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」（以下、「顧客収益論点整理」という。）が公表され、さらに検討が加えられる予定である。いずれにしても日本の引当金会計が大きく変わろうとしている。

なお、本稿で取り上げる製品保証引当金の設例はASBJ「収益認識に関する論点整理」の方がIFRSの公開草案「顧客収益」の設例をさらに数値化するなどより明確に示されているので、それをを用いることとした。

2. IAS (IFRS)

1982（昭和57）年12月にIASCがIAS第

ここでも明らかなように、IAS第18号の収益の認識要件は、日本における認識要件をより詳細に定めたものではあるが、基本的な思考については、相違がないとみられる。

一方、収益の測定については、日本の企業会計原則では収益額基準によるものとしているのみであるが、IAS第18号では『受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定しなければならない。』（IASC [1993], para. 9）とし、『取引から生じる収益の額は、通常その企業と資産の買手又は利用者との間の契約により決定される。それは、企業が受領した又は受領可能な対価の公正価値（企業が許容した値引き及び割戻しの額を考慮後）により測定される。』（Ibid., para.10）として

いる。

また、IASBは2010（平成22）年6月公開草案「顧客収益」において、収益の認識について『(a) 顧客との契約を識別する。(b) 契約における別個の履行義務を識別する。(c) 取引価格を算定する。(d) 当該取引価格を別個の履行義務に配分する。(e) 企業がそれぞれの履行義務を充足した時に収益を認識する。』（IASB [2010a], para.2）とし、収益の測定は『履行義務を充足した時に、企業は、取引価格のうち当該履行義務に配分した金額を収益として認識しなければならない。』（*Ibid.*, para.34）とした。これらによって、返品権付きの製品販売収益、製品保証および製造物責任販売収益、カスタマー・ロイヤリティ・プログラム付販売収益については引当金の計上が認められないこととなった。

一方、IASBは1998（平成13）年にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（*Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*）を公表し、引当金について『引当金とは、時期または金額が不確実な負債をいう。』（IASB [1998], para.10）と定義し、三つの要件に該当するものは引当金の計上を求めた（*Ibid.*, para.14）。その後、2005（平成17）年公開草案IAS第37号「非金融負債（*Non-Financial Liabilities*）」を公表し、非金融負債を『IAS第32号「金融商品：開示及び表示」で定義されている金融負債以外の負債をいう。』（IASB [2005], para.10）とし、引当金という用語を用いないこととした。さらに、2010（平成23）年には作業草案IFRS [X]「負債（*Liabilities*）」を公表し、『(a) 負債の定義に適合する項目 (b) 企業がその負債について信頼性をもって測定が可能である』ものはすべて『負債として認識する。』（IASB [2010b], para.7）と

し、とくに引当金について規定を設けていない。また次の設例で取り上げていた引当金は収益認識の新しいIFRSの範囲に入ることとされ、引当金の測定金額が収益の減額処理を求めている。

設例 4A 「広範囲の製品保証」

設例 4B 「広範囲の製品保証（非推定的義務）」

設例 5 「保証」

設例 9 「買戻し方針」

設例 18 「保証義務の開示」

Ⅲ．製品保証引当金

1. 製品保証引当金の定義とその性質

(1) 製品保証引当金の定義

製品保証引当金の定義について、日本の企業会計基準では、特にふれていない。そこで本稿では、製品保証引当金とは、販売した商製品について一定期間内に故障などが生じたときには、無料で補修または代替品を送付する旨の特約を付している場合、決算期にその条件付債務を見積計上したものをいうと定義する。

(2) 製品保証引当金の性質

製品保証引当金の性質について、引当金論点整理では『期末日現在、製品保証契約等によって企業が製品保証債務を負っていれば、これを認識するために引当金を計上するものと考えられる。したがって、負債に該当すると考えられる。』（引当金論点整理、31項）としている。この引当金は『昭和45年の税制改正によって創設された完成工事補償引当金を昭和46年の税制改正において製品保証引当金としたうえで、対象範囲も拡大し、内容も整備したものである』（武田 [2011],

2751 の 71 頁) が、建設業と自動車、家電製造業等 9 業種が製造する製造業において、実績基準又は定率基準によって計上することができるものであった。しかし 1998 (平成 10) 年の税制改正において業種間の不公平性等の理由によって廃止されている。ただし、上場会社等の実務上では、企業会計原則注解 18 に該当する場合にはその引当金の計上が求められている。

2. 公開草案「顧客収益」における製品保証に係る会計処理

公開草案「顧客収益」では、先ず履行義務であるか否かの観点から製品保証と製造物責任とを区別したうえで、製品保証について、「品質保証的な製品保証」と「保険的な製品保証」に分けて会計処理を提案しているが、これを要約して示すと次のとおりである。

保証的な製品保証」について、製品の移転時点で潜在的な欠陥があると見込まれる製品分について収益を認識しないことについては様々な懸念があることから、製品保証の履行に必要なと見込まれるコストを引当計上する会計処理が適当であるとする意見もある。』(顧客収益論点整理, 246 項) とし、さらに『「保険的な製品保証」については、製品に対する追加的な保証を提供するものであり、別個の履行義務として取扱う提案は、収益認識の提案モデルと整合的であると考えられるが、実務上の運用に際しては、第 241 項で述べた区分の判断に関する懸念が存在すると考えられる。』(顧客収益論点整理, 247 項) とし、実務上でこれらの区分会計処理の困難性を指摘したうえで「引き続き検討を行う必要があると考えられる。」(顧客収益論点整理, 248 項) としていることは当然のことと思われる。

【表 2】公開草案「顧客収益」における製品保証の種類と会計処理

区分	品質保証的な製品保証	保険的な製品保証
意義	移転時点で顕在化していない欠陥に対する保証義務 (顧客収益論点整理, 237 項)	移転後生じる不良に対する保証義務 (顧客収益論点整理, 237 項)
性質	独立の履行義務ではなく、「企業が欠陥の無い製品を顧客に移転する」と約束した履行義務を充足するために存在する。(公開草案, B15; 顧客収益論点整理, 238 項)	約束した製品を移転する履行義務とは別個に製品保証サービスに係る履行義務を生ずる。(公開草案, B17; 顧客収益論点整理, 239 項)
会計処理	移転時点で潜在的な欠陥があると見込まれる製品分については履行義務が充足されていないとして、収益の認識はしない。(同上)	取引価格を約束した製品と約束した製品保証サービスに配分する。(同上)

これに対し、ASBJ では『顧客に移転した製品の不具合が明らかになった場合に、それが移転時に潜在的に存在していた欠陥であるのか、移転後に発生した故障であるのかの判断は困難であるという意見がある。』(顧客収益論点整理, 241 項) こと、および『「品質

なお、製造物責任については『法律により企業が損害の補償を負ったものであり、こうした義務は履行義務を生じさせないため、引当計上を行う。』(顧客収益論点整理, B2 項) とし、現行の取扱いを継続することとしている。

3. 論点整理設例の検討

ここで公開草案の設例 4 を ASBJ では計算単位を千円とし、仕訳も加えた〔設例 14〕『履行義務でない製品保証』を示した。この設例に購入者との取引を加え、検討することとする。

(1) 01 期-1

〔01 期〕2011 年 12 月 1 日 A 社は B 社に 1,000 個 (売価 1,000 千円, 原価 600 千円) を掛売した。販売した製品には製品保証を付しており、販売製品の 1% (10 個) の交換が予想される。

(イ) 販売 A 社

〔第 1 法〕日本の現行実務

(借) 売 掛 金	1,000,000	(貸) 売 上	1,000,000
(借) 売 上 原 価	600,000	(貸) 製 品	600,000

日本の現行実務では、販売価額で売上を測定し、販売時には保証に関する会計処理は行われていないことが多い。

〔第 2 法〕公開草案

(借) 受取債権(売掛金)	990,000	(貸) 収 益(売上)	990,000
(借) 売 上 原 価	594,000	(貸) 棚卸資産(製品)	594,000

引渡済みの製品のうち、欠陥により交換が見込まれる部分は収益を認識しないので、返品予想額を差し引いて収益を計上する。

売上：売価@1,000 千円×1,000 個×

(100%－欠陥予想率 1%)=990,000 千円

売掛金 990,000 千円となるが、相手先では通常購入時に返品を予想できないことから買掛金 1,000,000 千円が計上されているので、債権債務が一致しない。

欠陥予想額 10,000 千円に対応する棚卸資産の売上原価処理も行わないことから、製品は 1,000 個 (600,000 千円) 出荷されているのにも関わらず、990 個分が売上原価に計上されている。

売上原価：原価@600 千円×1,000 個×

(100%－欠陥予想率 1%)=594,000 千円
したがって 10 個分 6,000 千円の製品が棚卸資産に含まれているが、実際の製品は存在しないので、実態と一致しない。

(2) 01 期-2

〔01 期〕2012 年 1 月 31 日 期末となった。交換の発生確率は 1.2% に修正された。なお、追加資料として、返品された製品の補修費用の見積額は 1 個あたり 200 千円とする。

(イ) 販売 A 社

〔第 1 法〕日本の現行実務

日本の現行実務では、期末時に製品保証引当金を計上する。

(借) 製品保証引当金繰入	2,400	(貸) 製品保証引当金	2,400
---------------	-------	-------------	-------

製品保証引当金：(1,000 個×0.012)×
200 千円=2,400 千円

売掛金 1,000,000 千円のうち、交換見込の売掛金 12,000 千円は当座資産性のないものとなるが、これに対して何ら処理しない。

〔第 2 法〕公開草案

(借) 収 益 (売上)	2,000	(貸) 受取債権(売掛金)	2,000
--------------	-------	---------------	-------

収益：売価@1,000 千円×1,000 個×
0.2%=2,000 千円

販売者側の売掛金 2,000 千円の減少は、購入者側の買掛金減少の会計処理を行うことはできない。

(借) 棚卸資産(製品)	1,200	(貸) 売 上 原 価	1,200
--------------	-------	-------------	-------

棚卸資産：原価@600 千円×1,000 個×
0.2%=1,200 千円

販売者側では製品引渡時の会計処理の修正ではあるが、棚卸資産 1,200 千円が増加する事実は存在しない。

〔第 3 法〕本提案

(借) 受取債権(売掛金)	1,000,000	(貸) 収 益 (売上)	990,000
		(貸) 返品製品受入見積負債	10,000

取引相手先の B 社の債務 1,000,000 千円と合致させるため、売掛金は 1,000 個分 1,000,000 千円を計上する。ただし、売上は公開草案の提案とおおり 990,000 千円を計上するものとする。本提案では、収益（売上）は経済的実質によって計上し、受取債権（売掛金）は法実質によることになり、論理の一貫性に欠けることとなる。ただし、実務上では、売掛金の計上金額は相手先の買掛金の計上金額とは同額でないとその債権・債務の記録管理が不可能となる。そのことから、実務上では法実質によらざるを得ないものと思われる。

売上：1,000 千円×990 個＝990,000 千円
 返品予想額：1,000 千円×10 個＝10,000 千円

受取債権（売掛金）を法実質額 1,000,000 千円とする場合には、返品予想額 10,000 千円を貸方項目として計上せざるを得ない。この実体は、返品製品の受入を履行すべき義務と解する限り、返品製品受入見積負債として計上することになる。

(借) 売上原価	594,000	(貸) 製品	600,000
(借) 預け製品	6,000		

製品は 1,000 個 600,000 千円が出荷されているので、そのうち 990 個分 594,000 千円を売上原価とする。

売上原価：600 千円×990 個＝594,000 千円

払出されている返品予想の 10 個分 6,000 千円は相手先への預け品として処理する。

預け製品：600 千円×10 個＝6,000 千円

この預け製品は、委託販売における積送品、試用販売における試送品と同様の性格を有している。

(ロ) 購入 B 社

(借) 商品	1,000,000	(貸) 買掛金	1,000,000
--------	-----------	---------	-----------

購入した B 社では欠陥製品予想をすることはできないので、1,000 個分 1,000,000 千円を商品と買掛金に計上する。

なお、B 社において商品の購入が反復して行われている場合には、返品を予想することも可能であると思われる。このような場合には次のような仕訳も考えられるが、日本の会計実務上ではこのような会計処理はあまり行われていないものと思われる。

(借) 商品	990,000	(貸) 買掛金	990,000
(借) 保管商品	10,000	(貸) 預り商品	10,000

〔第 3 法〕本提案

販売者側では 2,000 千円だけ返品製品受入見積負債が増加するので、次のような仕訳を行う。

(借) 収益(売上)	2,000	(貸) 返品製品受入見積負債	2,000
------------	-------	----------------	-------

当初取引時に計上した返品製品受入見積負債に増加した返品製品相当額を計上する。

$1,000 \text{ 個} \times (0.012 - 0.01) = 2 \text{ 個}$
 $2 \text{ 個} \times 1,000 \text{ 千円} = 2,000 \text{ 千円}$

(借) 棚卸資産(預け製品)	1,200	(貸) 売上原価	1,200
----------------	-------	----------	-------

増加した返品製品予想 2 個分 1,200 千円を売上原価から預け商品に振替える。

$2 \text{ 個} \times 600 \text{ 千円} = 1,200 \text{ 千円}$

なお、現行実務上の製品保証引当金の借方項目である製品保証引当金繰入額は、一般的には販売費及び一般管理費に表示されているようである。しかし、本公開草案の収益（売上）測定の思考を取り入れて、製品保証引当金の借方項目を収益（売上）控除性引当金繰入額と解する場合には、次のような仕訳を行うこととなる。

《製品引渡時》

(借) 売 掛 金	1,000,000	(貸) 売 上	1,000,000
(借) 製品保証引当金繰入額	10,000	(貸) 製品保証引当金	10,000

《報告時》

(借) 製品保証引当金繰入額	2,000	(貸) 製品保証引当金	2,000
(借) 売 上	12,000	(貸) 製品保証引当金繰入額	12,000

このように、製品保証引当金の貸方項目を見積債務、借方項目を収益控除と解すれば、結果的には本提案による返品製品受入見積負債の実質は、製品保証引当金と同じものとなる。

(ロ) 購入 B 社

仕 訳 不 要

購入した B 社では追加交換予想はできないことから仕訳不要となる。

4. [補論] 再公開草案「顧客収益」

における製品保証に係る会計処理

筆者が自由論題で発表した後、2011（平成 23）年 11 月 14 日に IASB と FASB は、再公開草案「顧客との契約から生じる収益（*A revision of ED/2010/6 Revenue from Contracts with Customers*）」（以下、再公開草案「顧客収益」という。）を公表した。この再公開草案「顧客収益」は、2010（平成 22）年 6 月に公表された公開草案「顧客収益」の改訂版であり、コメント募集のみを目的に IASB が公表したものであり、寄せられたコメントを踏まえてさらに修正する可能性がある。ここでは、返品権付の販売（返品調整引当金）、製品保証（製品保証引当金）、追加的な財又はサービスに対する顧客の選択権（ポイント引当金等）について、新たな提案が行われている。製品保証に関する再公開

草案「顧客収益」の会計処理について移転時に顕在化していない欠陥については提案が取り下げられ、従来の引当金処理とされたことから、発表時における論議の意義は薄らいだと思われる。ただ、提案された内容についての私見は変わるところはないが、本稿では〔補論〕として、再公開草案「顧客収益」も取り上げることとした。

公開草案では、アシュアランス型（品質保証型）の製品保証については、企業が修理または交換するまで、取引価格の一部が収益として認識しないことを求めていたが、次のような実務的な理由によって、その提案を維持しないこととした（再公開草案「顧客収益」、BC290 項）。

- (a) 顧客に引き渡して欠陥があると予想されている製品を、「棚卸資産」として企業が認識し続けることを要求することに関して複雑性がある。
- (b) 企業が製品の顧客への移転時に全体のマージンを認識することとなるが、アシュアランス型製品保証において当該製品の修理又は交換に帰属するマージンが、全体的な契約マージンの認識のパターンを著しく歪める可能性は低い。

なお、企業が製品保証のアシュアランス要素をサービス要素と区別して合理的に会計処理できない場合には、企業が当該製品保証を合せて単一の履行義務として会計処理することを認めるべきとしている（同上、BC291 項）。これに対して KPMG は、『この「合理的に区別して会計処理する」ことができるか否かという要件は一般的でなく、どのように解釈することを意図しているのかが、明確でない』（KPMG [2011], 33 頁）こと、および『一定の期間にわたって継続的に移転され

るケースにおいて、保証対象期間の長さに関連する概念がどのように適用されるかも完全には明確にされていない』(同上)など、細部について所見を述べている。

再公開草案「顧客収益」では、製品保証について、別個に購入するオプションの有無について、次のような異なる会計処理方法を示した。

についてのみ、収益を繰り延べることを提案している。契約に定められた仕様どおりの製品を引き渡す品質保証に関連する製品保証については、現行の実務と同様、引当金と費用で対応することになる』(田中・辻野 [2011], 13 頁) ことから、公開草案「顧客収益」が求めていた会計処理はほぼ必要とされなくなった。

【表 3】再公開草案における製品保証の種類と会計処理

区分	アシュアランス型 (品質保証型) の製品保証	サービス型 (保険型) の製品保証
意義	欠陥のある製品を交換又は修理する製品保証義務。(B12;BC285 項)	保証カバレッジのサービスを別個に販売する製品保証義務。(B11; BC285 項)
履行義務	別個の履行義務とみない。(BC291 項)	別個の履行義務とみる。(B14;BC286 項)
会計処理	当該製品保証を IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する。(B11 項)	約束した製品保証を別個の履行義務として会計処理する。(B11 項) したがって、取引価格を当該製品及びサービスに配分しなければならない。(B11;14 項)
サービス提供の有無の判断	① 法律が製品保証の提供を要求されている場合は、その製品保証が履行義務ではないことを示している。(B13 項(a)) ② 製品が合意された仕様に従っているという保証を提供するために、交換製品に係る返品出荷サービスの作業は、履行義務を生じさせない可能性が高い。(B13 項(c))	保証対象期間が長いほど、その製品保証が履行義務である可能性は高い。(B13 項(b))

履行義務とは、顧客に財又はサービスを移転するという顧客との契約における約束である(再公開草案「顧客収益」, 第 24 項)。なお、企業が複数の財又はサービスの移転を約束している場合、約束した財又はサービスが区別できるときのみ、それぞれを別個の履行義務として会計処理しなければならない(同上, 第 27 項)。

このように公開草案では『すべての製品保証について別個の履行義務であるとし、収益の一部を繰り延べることを提案していた。これに対して、再公開草案「顧客収益」は、サービス型の保証または別個に販売される保証に

製品保証について、再公開草案「顧客収益」では次のような設例 21 を示しているが、この設例は、製品保証付きの製品の販売の会計処理に関する B10 項から B15 項の要求事項を例示している。

設例 21—サービスに対する別個の履行義務
製造業者が、顧客に製品の購入に伴い製品保証を付与する。製品保証は、製品が合意された仕様に従っているという保証を顧客に提供し、購入日から 3 年間の約束として有効である。製品保証は、製品の操作方法に関する 20 時間以内の訓練サービスの権利も顧客に提供する。訓練サービスは、製品保証に含まれている(すなわち、顧客は訓練サービスなしに製品保証を受け入れる選択肢を有していない)。 製品保証を会計処理するために、企業は、製品保証のうちのどの部分を別個の履行義務として会計処理すべきかどうかを決定しなければならない。製品保証は、合意された仕様に従っているという保証に加えて、顧客へのサービスである訓練サービスを含んでいるため、企業は、訓練サービスを別個の履行義務として会計処理することとなる。したがって、企業は、取引価格の合計の一部をその履行義務に配分する。企業は、保証タイプの製品保証を IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する。

この設例は、数値例が示されていないが、大和総研・資本市場調査部の鳥毛拓馬は、各種資料を基に大和総研が作成した次のような設例「製品保証」を示している（鳥毛 [2012]，4 頁）。なお、内容を検討する都合上、設例と仕訳例を区別して取り上げることとする。

- ・ 企業が製品を 95 万円で販売する（保証付き）
- ・ 企業は期間延長の保証を 5 万円で別途販売する
- ・ 顧客は製品と期間延長の保証を購入する
- ・ 製品に付帯する保証のコストは 1 万円、期間延長の保証コストは 3 万円と見込まれている

日本における会計実務については、期間延長の保証収益の計上方法を二つ示している。

〔第 1 法〕

(1) 売買時

〔販売者〕

(わが国の現行実務)			
期間延長の保証を、保証期間にわたる売上計上としている場合 (借方)		期間延長の保証を、販売時点で売上計上としている場合 (貸方)	
現金預金	100	売上	95
		前受金	5
引当金繰入	1	製品保証引当金	1

〔購入者〕

購入者側は、機械として利用するものとし、販売者側に対応する会計処理が行われているとすると、購入時の仕訳は次のようになる。

(借) 機 械	95	(貸) 現 金 預 金	100
(借) 前 払 金	5		

(2) 通常の保証時

〔販売者〕

通常の保証期間（1 年と仮定する）が行われたときに、次の仕訳が行われる。

(借) 製品保証費	1	(貸) 現金預金	1
(借) 製品保証引当金	1	(貸) 製品保証費	1

〔購入者〕

仕 訳 不 要			
---------	--	--	--

(3) 延長保証期間

〔販売者〕

延長保証期間（5 年と仮定する）の経過に応じて、毎期次のような仕訳が行われる。

(借) 前 受 金	1	(貸) 売 上	1
(借) 製 品 保 証 費	0.6	(貸) 現 金	0.6

〔購入者〕

(借) 修 繕 費	1	(貸) 前 払 金	1
-----------	---	-----------	---

ただし実務上では、購入者側はこのような会計処理はほとんど行われていないと思われる。

〔第 2 法〕

(1) 売買時

〔販売者〕

期間延長の保証を、販売時点で売上計上としている場合 (借方)				期間延長の保証を、保証期間にわたる売上計上としている場合 (貸方)	
現金預金	100	売上	100		
引当金繰入	4	製品保証引当金	4		

〔購入者〕

(借) 機 械	100	(貸) 現 金 預 金	100
---------	-----	-------------	-----

(2) 通常の保証時

〔販売者〕

(借) 製品保証費	1	(貸) 現金預金	1
(借) 製品保証引当金	1	(貸) 製品保証費	1

〔購入者〕

仕 訳 不 要			
---------	--	--	--

(3) 延長保証期間

〔販売者〕

(借) 製品保証費	0.6	(貸) 現金預金	0.6
(借) 製品保証引当金	0.6	(貸) 製品保証費	0.6

〔購入者〕

再公開草案「顧客収益」では、次のような会計処理が行われる。

(1) 売買時

〔販売者〕

(改訂公開草案より想定される会計処理)			
(借 方)		(貸 方)	
現金預金	100	売上	95
		契約負債 (※)	5
引当金繰入	1	製品保証引当金	1
<small>(※) 勘定科目は契約負債 (顧客に財又はサービスを移転する企業の義務で、企業が顧客から対価を受け取っているもの) に限るものではない。</small>			

この仕訳は、実質的には日本における現行実務の第1法と同じである。

〔購入者〕

購入者側では、取引の整合性が見られれば、第1法の仕訳と同じとなるが、実務上の簡便性から、第2法による会計処理が採用されるものと思われる。

(2) 保証時

○ 実際に販売後、保証が行われた場合には、製品保証分である契約負債が借方項目、同額の売上が貸方項目として処理されるとともに、期間延長の保証コストが、費用として追加計上されると考えられる。

〔販売者〕

販売者側では、日本における現行実務の第1法の仕訳と同じとなる。

〔購入者〕

購入者側では、売買時の会計処理と同様に、取引の整合性からみれば第1法の仕訳と同じになるが、実務の簡便性から第2法による会計処理が採用されるものと思われる。

V. おわりに

公開草案「顧客収益」では、日本における返品調整引当金、製品保証引当金およびポイント引当金は負債として計上し、その借方科目は収益 (売上) から控除することが提案さ

れた。日本の実務上では、これらの取引について、当初取引時にその販売価額で収益 (売上) を測定し、これら引当金の借方科目は、売上総利益の控除ないし販売費および一般管理費として会計処理していたが、提案では収益の測定額の減少として会計処理を求められることとなった。これらのうち、本稿では製品保証引当金について、その会計処理の問題点を取り上げた。

製品保証について、公開草案「顧客収益」および「論点整理」では、収益 (売上) は、交換予想額を除いた金額で測定し、それに対応する売上原価額を計上することとした。設例に示された取引例でその会計処理は、経済的実態によっていることが明らかであり、その限りにおいては論理の一貫性がみとめられる。しかし、実務上、売上債権 (売掛金) は交換予想額を控除する前の金額で測定することが必要とされる。つまり、得意先における買掛金の金額と一致しなければ、債権の管理が行われないこととなる。とくに、本稿では、購入先における会計処理との整合性から公開草案「顧客収益」で示した提案仕訳は、収益 (売上) は経済的実質で測定し、債権 (売掛金) は法的実質で測定する結果となった。その結果、論理の一貫性が得られないこととなるが、それだけこの会計処理に問題が存在するものと指摘される。

ただし、期中においては法的実質で会計処理を行い、期末において財務諸表への組替仕訳によって経済的実質の会計処理が可能であることから、このような会計処理を行えばこの問題は解消される。

一方、補論として取り上げた再公開草案「顧客収益」における製品保証では、移転時に顕在化していない欠陥についての提案は取り下げられ、従来の引当金処理が行われるこ

ととなり、筆者が提案した会計処理は必要とされなくなった。このような再公開草案が1年5か月後に公表されるとは思ってもよらなかったが、実務上への配慮が行われたことに安堵の感がある。

なお、本稿について査読を担当された三名の先生方から有益なコメントをいただき、その点を考慮して修正した。ここに深謝の意を表したい。

参考文献

- IASC, International Accounting Standards Committee [1993] International Accounting Standard (IAS) No. 18: *Revenue*. (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳「国際財務報告基準」中央経済社, 2011年。)
- [1998] IAS No. 37: *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. (同上。)
- IASB, International Accounting Standards Board [2005] International Financial Reporting Standards (IFRS), Exposure Draft IAS 37: *Non-Financial Liabilities*. (公開草案「非金融負債」。)
- [2010a] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*. (国際会計基準委員会財団訳 [2010] 公開草案「顧客との契約から生じる収益」。)
- [2010b] IFRS, Working Draft [X] “*Liabilities*.”

- [2011] *A revision of ED/2010/6 Revenue from Contracts with Customers*. (国際会計基準委員会財団訳 [2011] 再公開草案 ED/2010/6「顧客との契約から生じる収益」の改訂。)
- 井澤依子 [2011] 『顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理』及び「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」について 第2回: 研究報告1 ～収益の表示方法, 収益の測定～』新日本有限責任監査法人ナレッジセンター 〈<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/revenue-recognition/2011-06-24-02-01.html>〉(2012年4月21日)。
- 企業会計基準委員会 [2009] 『引当金に関する論点の整理』。
- [2011] 『収益認識に関する論点の整理』。
- KPMG [2011] “*New on the Horizon: Revenue from Contracts with Customers*” November 2011. (あずさ監査法人 IFRS 本部訳 IFRS 最新提案の解説「顧客との契約から生じた収益」)。
- 武田昌輔編著 [2011] 『加除式 会社税務積義』第一法規出版。
- 田中弘隆・辻野幸子 [2011] 「収益認識に関するIASB再公開草案の考察及び実務への影響について(後編)」『週刊経営財務』NO. 3046 (平成23年12月26日号), 12-17頁。
- 鳥毛拓馬 [2012] 「IASBの収益認識改訂公開草案(概要編)」『Legal and Tax Report』大和総研, 2012年3月26日, 〈http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12032601_accounting.pdf〉(2012年4月21日)。

(2012年1月21日審査受付
2012年7月2日掲載決定)